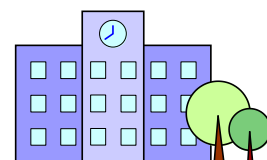


# 8 進路・福祉サービスについて

## (1) 進路指導にあたって

- ・進路指導は「自己の生き方」を考え、「進路に関する発達課題」に積極的に取り組み、最終的には個々のキャリアにおいて「自己実現」をめざす教育活動です。
- ・全ての教育活動を通して推進されるべき教育活動であり、その教育活動の中で、現在及び将来の「生き方」を考え行動する態度や能力を育成していくことが必要です。
- ・肢体不自由の児童生徒は、日常生活に何らかの支援が必要だったり、社会経験が不足していたりする場合があります。児童生徒自身が自己選択・自己実現できる進路指導を展開するためには、多くの人の考えに触れ、様々な体験的な活動を取り入れて進める必要があります。自己理解を深めることも大切な視点です。



## ① 小学校（通常学級・特別支援学級・特別支援学校）での進路指導

### ★学校生活、家庭生活では★

- ・基本的生活習慣、人と関わる力、移動能力等、**生活する力**を高める指導が大切です。

### ★進学までの流れ★

#### 保護者との話し合い

- ・必要な進路に関する**情報提供**を行い、進学先での学習や生活、将来の生活を見据え、**保護者との話し合い**を進めます。早ければ早いほど、進路を考えるきっかけがつかめるでしょう。



#### 学校見学

- ・学校見学の機会を設定します。  
様々な学校を見学して、**学校の設備、環境面（バリアフリー等）を確認**し、見比べておくことをお勧めします。
- ・みんなの登校日や運動会、学校祭の行事等は気軽に参観することができます。学校の雰囲気を十分に感じるすることができます。

〈進学先としては〉

中学校～通常学級

中学校～特別支援学級

特別支援学校 中学部



### 教育相談

- ・教育相談を設定します。保護者と一緒に、検討している進学先へ相談に行きます。
- ・入学後の**学習面、生活面についての情報**を得ます。**健康面やその他可能な支援に関する情報**を確認、相談します。
- ・その学校に入学する、しないに関わらず、何度でも相談できますので、じっくりと時間をかけて検討しましょう。



### 体験学習

- ・見学だけでなく、体験学習も希望しましょう。学校生活がより具体的にイメージできます。

〈進学先が決まったら〉

「個別の教育支援計画、個別の指導計画」等を用い、進学先と可能な範囲で引継ぎを行いましょう。

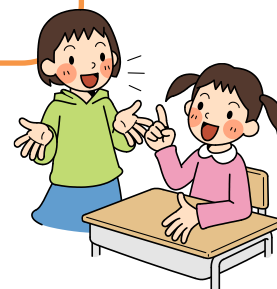
〈進路先を検討する際の相談先としては、以下の関係機関があります〉

市町村の教育委員会

主治医

秋田県総合教育センター

本校（秋田きらり支援学校）や地域の特別支援学校 等



## ② 中学校（通常学級・特別支援学級・特別支援学校）での進路指導

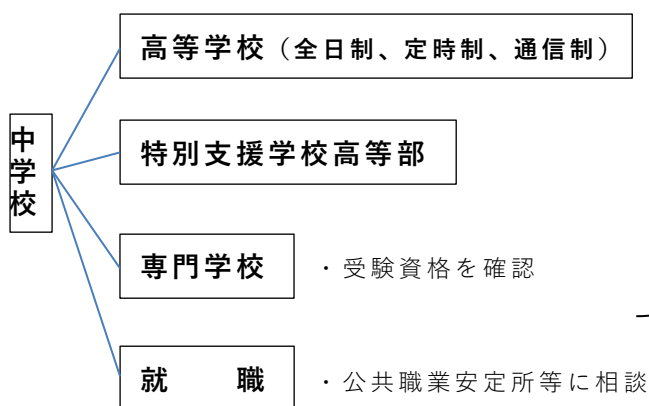
- ・必要に応じて「個別の教育支援計画、個別の指導計画」を作成、活用します。
- ・卒業後の進路を見通した3年間の進路指導に関する計画を立て、実施します。

- ・「働くこと」について学ぶ機会を設定します。（職場見学、就業体験等）  
身体の状態等をふまえ学習内容を設定します。

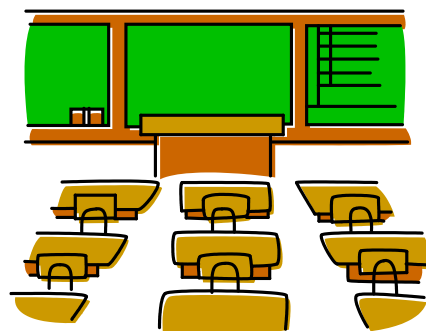
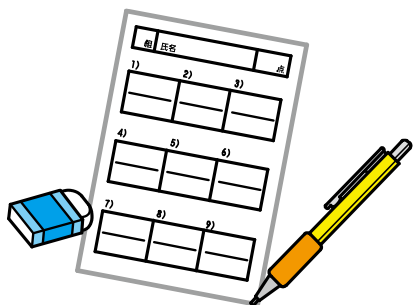
- ・進路に関する情報を関係機関等から集め、面談を通して保護者に伝えたり、「進路に関する学習」を通して生徒に提供したりします。



- ・ふさわしい具体的な進路先を検討します。



- ・学校見学や教育相談、体験学習を十分に行います。  
（「①小学校での進路指導」を参照）
- ・入学選考があります。  
（高等学校：必要に応じて**特別配慮申請**について検討します。）
- ・希望校と入学に向けた連携を密に行います。



※特別な教育的ニーズのある中学生の「進路指導ガイド」（平成29年9月 秋田県総合教育センター）に、進路指導の年間指導計画や様々な事例、また特別配慮申請について詳しく紹介されています。

秋田県総合教育センターのホームページから 「支援班特別支援教育担当 資料室」を検索ください。

### ③ 本校（秋田きらり支援学校）高等部での進路指導

・「個別の教育支援計画、個別の指導計画」を作成、活用し、**卒業後の進路を見通し「進路学習に係る個別年間計画」**を立て、実施します。

・ **希望する進路先**に応じた学習活動を積み重ねます。

#### 進学（大学・短大・専門学校・職業能力開発校・専修学校 等）

○出願資格を満たせば、どの学校・学科でも受験は可能です。

- ・ただし、全ての大学の受験に必要な科目を履修できるわけではありません。
- ・出願資格としては、高等学校もしくは中等教育学校の教育課程を修了していることが主です。（医療看護系や工業系の学校・学科では身体的な条件（視覚、聴覚、運動機能等）がある場合も有り）
- ・各学校で求める学力と就学への強い意志があることも大切です。

#### 〈生徒・保護者〉

- ・定期テストに加えた**実力テスト、模擬試験の実施** 等
- ・**学校説明会、オープンキャンパスへの参加**
- ・志望校との綿密な**教育相談**  
（学校の設備、環境面、可能な支援等の確認、  
本人の学習面、生活面に関する情報の確認）
- ・住居や通学手段の確保、経済的負担等の課題クリア 等

#### 就職（一般扱い、障害者雇用扱い）

○面談で現場実習先（＝進路先の候補）を決めます。個々に応じた職種で「**現場実習**」を積み重ねます。

1週間から2週間程度、実際の職場に身を置き、働く経験をします。

○本人の評価や実習先からの評価、保護者、教師の評価も加えて、就職に必要な力や課題を明らかにしていきます。個別の相談を基に進路を決めていきます。

○場合によっては進路先との面接試験や筆記試験があります。

○県職員、市町村職員など、障害者雇用扱いでの募集がある場合もあります。その際は採用試験を受けます。

## 障害福祉サービス事業所の利用

- 面談で現場実習先（＝進路先の候補）を決めます。個々に応じた事業所での体験をする「**現場実習**」を積み重ねます。  
必要に応じた日数、回数で、事業所を体験します。
- 本人の評価や実習先からの評価、保護者、教師の評価も加えて、自分に合った事業所を選び、利用に向けて検討、調整します。個別の相談を基に進路を決めていきます。
- 卒業後に利用できるサービスは以下の通りです。

※サービス内容の詳細や利用手続きについては各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型
- ・ 就労継続支援 B 型
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所
- ・ 地域活動支援センター 等



### 【引用・参考文献】

- ・ 特別支援学校における進路指導ガイド〈第10版〉 (平成26年 秋田県教育委員会)
- ・ 特別な教育的ニーズのある中学生の「進路指導ガイド」(平成29年 秋田県総合教育センター)
- ・ 障害等のある生徒の高等学校進学にかかるガイド (平成21年 秋田県教育委員会)

## (2) 各種制度・福祉サービス

本人や家族に対し障害の状態に応じた、関係機関による援護制度があります。主なものを紹介します。詳細については関係機関に問い合わせをしてください。

### 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

対 象	<ul style="list-style-type: none"><li>・給食費</li><li>・交通費（通学、交流学习、実習など）</li><li>・修学旅行費</li><li>・学用品、通学用品購入費</li><li>・新入学時学用品購入費 等</li></ul>
手続き	小・中学校では、各市町村の教育委員会より支給され、各学校の事務担当者が窓口となります

### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法で身体障害者に、補装具や福祉用具の給付などのサービスを受けることができるように手帳が交付されます。

手帳の種別や援護内容により、照会の仕方や負担割合が異なります。

対 象	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療公費負担制度</li><li>・福祉用具の公的制度</li><li>・在宅福祉サービス</li><li>・税金の障害者控除、自動車税の減免 等</li><li>・JR、航空、バス、タクシー等の運賃の割引 (介助者が対象となるケースもあります)</li></ul>
手続き	居住地の市町村（福祉担当課）を通じて申請します。身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師により診断を受けます。

### 療育手帳

知的障害者が各種援助を受けることができるように、手帳が交付されます。

手帳の種別や援護内容により、照会の仕方や負担割合が異なります。

対 象	<ul style="list-style-type: none"><li>・JR、航空、バス、タクシー等の運賃の割引 (介助者が対象となるケースもあります)</li><li>・税金の障害者控除、自動車税の減免 等</li></ul>
手続き	居住地の市町村（福祉担当課）を通じて申請します。申請後、秋田県子ども・女性・障害者相談センターで判定を受けます。

### 医療費等の助成

障害の状態により医療費等の助成を受けられる場合があります。

福祉医療（マル福）	
対象者	・身体障害者手帳1～3級、または療育手帳Aを持っている方
受付窓口	居住地の市町村の担当窓口

\* その他、自立支援医療制度や指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の制度があります。

### 補装具への支給

補装具（義肢、装具、座位保持装置など）の購入へ支給が受けられます。また、借受けや修理もできます。

対象者	身体障害者手帳の交付を受けた方、難病に罹患している方
受付窓口	居住地の市町村の担当窓口

- \* 申請前に購入された場合は補助の対象になりません。
- \* 介護保険が優先される品目があります。（車椅子、つえ、歩行器等）
- \* 所得制限があります。

### 日常生活用具の給付

自宅での家庭生活の不便を解消し、円滑な日常生活が送られるように、必要な日常生活用具（特殊マット、特殊便器、電気式たん吸引器、紙おむつ、パルスオキシメーター、入浴補助用具、等々）を給付します。

対象者	在宅の障害者の方、難病に罹患している方
受付窓口	居住地の市町村の担当窓口

- \* 申請前に購入された場合は補助の対象になりません。
- \* 所得制限があります。

※市町村によって異なる場合がありますので、詳しくは各市町村の申請窓口にお問い合わせください。

※「令和5年7月発行 秋田市 障がい者のためのくらしのしおり」を参考にしています。この「しおり」の内容は、秋田市ホームページ内（下記）でもご覧いただけます。

（<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/shogaifukushi/1005378/1004948.html>）

また、冊子をご希望の方は障がい福祉課（TEL018-888-5663）までお問い合わせください。

